

長期履修学生に関する取扱い

第1条 この取扱いは、大阪大学大学院学則第10条に基づき、医学系研究科保健学専攻における長期履修の制度について必要な事項を定める。

第2条 社会人学生等を対象とした、長期履修学生の制度を次のように定める。

1 申請資格は、下記の各号のいずれかに該当する学生とする。

1) 定まった職業を有する者

2) 出産・育児・介護等を行う必要のある者

3) 長期に履修することが教育研究上必要と認められる者

ただし、博士前期課程学生の対象者については、がん専門医療人材養成プログラム高度がん看護専門看護師コース及びナースプラクティショナー教育プログラムを履修している学生のうち、定まった職業を有する者とする。(コース変更等により対象者から外れた場合、長期履修学生の資格を失う。)

2 長期履修の開始日は、新入生は入学時、在学生は申請年度の始めとする。

3 長期履修の在学年限は、博士前期課程については4年、同後期課程については5年を限度とする。

4 長期履修申請の手続きは、新入生は2月末日までに行う。在学生が学年の途中で長期履修への変更を希望する場合は、変更を希望する年度前の2月末日までに「長期履修学生申請書」(様式1)、「長期履修学生を希望する理由書」(様式2)および「履修計画及び研究計画書」(様式3)を医学系研究科長宛に提出し、大学院教務委員会において審査するものとする。

なお、在学生にあっては最終学年での申請は出来ないものとする。

5 長期履修申請を認められた学生が、事情により期間の変更を願い出る場合、変更を希望する年度前の2月末日までに「長期履修学生期間変更申請書」(様式1の1)、「長期履修学生としての期間を変更する理由書」(様式2の1)および「履修変更計画及び研究変更計画書」(様式3の1)を医学系研究科長宛に提出し、大学院教務委員会の審査を受けるものとする。

6 医学系研究科長は、審査結果を保健学博士課程委員会に附議し、承認を得て許可するものとする。

7 審査の結果を当該学生に通知する。

8 申請が許可された学生は、別に定める長期履修学生の所定の授業料を各学期の納付期限までに納めるものとする。

附 則

この取扱いは、平成20年4月1日入学生から適用する。

なお、当分の間、博士後期課程学生を対象として取り扱う。

附 則

この改正は、平成24年4月1日入学生から適用する。

附 則

この改正は、平成28年2月12日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年2月10日から適用する。